

工事発注者の皆様へ

～工事発注前に必ずお読みください～

① まず初めに、イーゼースラブ橋協会事務局へお問合せ下さい

イーゼースラブ橋協会(ESB協会)事務局に問合せ

工事発注者 → 一般社団法人 イーゼースラブ橋協会 (ESB協会) 事務局

イーゼースラブ橋およびイーゼーラーメン橋の工事発注における留意点やフローをご説明致します。

【連絡先】

一般社団法人 イーゼースラブ橋協会事務局
〒920-0944 石川県金沢市三口新町3-9-6
TEL: 076-264-1184 FAX: 076-264-1175
E-mail: info@esb-jp.com

② 見積徴収時の注意事項

②-1-1 ESB見積の徴収

工事発注者 → ESB会員

イーゼースラブ橋およびイーゼーラーメン橋の工実施に関する見積は、ESB会員から徴収して下さい。特許工法のため施工実施権を有していない業者(ESB会員以外の業者)から徴収した場合には違法行為(間接的特許侵害)となり見積は無効となりますのでご注意ください。見積時には設計図書(図面・数量等)をESB会員にお渡し下さい。

②-1-2 ESB見積の提出

ESB会員 → 工事発注者

②-2-1 特許使用料見積の徴収

工事発注者 → 特許権者(エーイージャパン株式会社)

イーゼースラブ橋およびイーゼーラーメン橋の実施工事に関する特許使用料は、特許権者(エーイージャパン株式会社)が発注者様へ特許使用料見積書を提出致します。特許権者以外から特許使用料見積書を徴収することはできませんのでご注意ください。見積時には設計図書(図面・数量等)を特許権者(エーイージャパン株式会社)にお渡し下さい。また、イーゼーラーメン橋の特許範囲は本特許を用いた橋梁全体が対象となる為、分割発注(上部工・下部工・基礎工)をご計画される場合はお申し出ください。上部工・下部工・基礎工に分割した特許使用料見積書を作成いたします。

【連絡先】

エーイージャパン株式会社
〒920-0944 石川県金沢市三口新町3-9-6
TEL: 076-261-1360 FAX: 076-261-9628
E-mail: info@a-e-japan.com

②-2-2 特許使用料見積書および特記仕様書の提出

エーイージャパン株式会社 → 工事発注者

前ページ②より

③ 工事積算・発注・入札

工事設計書に必ず下記の書類を添付し、入札して下さい。

- 特記仕様書
- イージースラブ橋およびイージーラーメン橋の工事実施における注意事項について

④ 工事受注会社決定

④-1 特許使用料納付手続きの問合せ

工事受注会社 → エーイージャパン株式会社

特許使用料支払期限は工事請負契約日から60日以内となっておりますので、お早めにエーイージャパン株式会社にお問合せ下さい。

④-2 特許使用料請求書の送付

エーイージャパン株式会社 → 工事受注会社

④-3 特許使用料の納付

工事受注会社 → エーイージャパン株式会社

支払期限（工事請負契約日から60日以内にお支払い下さい）
支払方法（銀行振込、現金一括支払い）

④-4 特許実施許諾書(特許使用料受領証明書)の発行

エーイージャパン株式会社 → 工事受注会社

特許使用料入金確認後、特許実施許諾書(特許使用料受領証明書)を、工事発注者様と工事受注者様にそれぞれ送付致します。

⑤ 工事着手時の注意事項

特許実施許諾書(特許使用料受領証明書)の受領後、工事着手して下さい。受領前に工事着手すると特許法違反となり工事中止命令が出されることもありますのでご注意下さい。

⑥ 工事完了時の注意事項

特許実施許諾書(特許使用料受領証明書)の提出

工事受注会社 → 工事発注者

※工事受注者様に送付致しました特許実施許諾書(特許使用料受領証明書)の写しを、竣工検査書類に必ず添付して下さい。原本は少なくとも3年間は工事受注者様で保管して下さい。